内定承諾書

方正株式会社 代表取締役社長 管 祥紅 殿

EA: 3宏服多

令和2年12月17日付で採用内定通知書を受領しました。 つきましては、令和3年2月1日に入社することを承諾致します。 なお、下記に該当するときは内定を取り消されても意義を申し立てません。

記

- 1. 入社までの間に健康状態が採用選考時よりも著しく低下し就業に耐えられないと判断された場合
- 2. 貴社への提出書類の記載事項及び採用選考時に申し出た諸事項に相違のあった場合
- 3. 採用選考後において、素行不良、背徳行為、刑事問題等の事件を起こし、あるいは採用選考前に かかる問題のあったことを秘匿し、会社が社員として適当でないと認めた場合
- 4. その他、貴社の採用の基準を満たさなくなった場合等、採用内定を取り消されてもやむを得ない 事由が生じた場合

以上